# いじめ防止基本方針

和歌山市立広瀬小学校 平成26年3月1日作成

## 1 はじめに

「いじめ」は、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、すべての児童は全くいじめ問題に無関係だと言い切れるものではない。また、「いじめ」は精神的な苦痛を受けることで、人権を侵害するだけでなく、生命や身体にも危険を生じさせる恐れのある重大な問題である。本方針は、本校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止を目的として策定したものである。

#### 2 いじめの定義

## 【法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的 関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通 じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ ているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童生徒 が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

# 3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

#### (1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、 インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNSという。) でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

# (2) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら 判断するものとする。

#### (暴力を伴うもの)

- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等

## (暴力を伴わないもの)

- ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ○仲間はずれ、集団による無視をされる
- ○金品をたかられる
- ○金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

## 4 いじめの防止等の対策のための組織

#### (1) いじめの防止等の対策のための組織

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭等からなる「いじめ」防止の対策のための校内組織を設置する。
- 本組織は「いじめ対策委員会」とするが、問題発生の場合は該当の担任も加わり、 小規模校のため基本的には全職員で対応する場合が多いと考えられる。
- ○本組織は、必要に応じて委員会を開催する。
  - (ア) 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、 必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証を行う。
  - (イ) いじめの相談・通報の窓口となり、初期対応にあたる。
  - (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、 共有を行う。
  - (エ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情

報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を果たす。

# (2) 「未然防止」について

# 基本事項

- 学校教育目標「たくましく豊かに生きぬく子を育てる」の「たくましく豊かに」を 明確化し、いじめ防止への基本的な取組や活動に活かす。
  - ① 心身ともに強い子 ② 命を大切にする子 ③ よく考える子
  - ④ 仕事にうちこむ子 ⑤ 心の豊かな子
- 「いじめ」に対する認識を全職員で共通理解し、「いじめ」の兆候や発生を見逃さない い平素からの姿勢、迅速かつ組織的な対応に心掛ける。
- 児童間から発生する「いじめ」にかかわる諸問題が、本校の研究の柱である学級会 活動の議題に児童自身から取り上げられる学校を目指す。
- 本校の伝統的行事である縦割りの活動「なかよし活動」から、児童間の優しさやいたわり、協力・協働などが生まれてくる取組、活動となるよう努める。

## 未然防止のための取組

# ○ 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、地域の団体や異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

#### ○特別活動の充実

学級会活動で自分の意見や考えを発表したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

#### ○児童の人権意識の向上

平素から人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさるとともにい じめは人権を侵害する絶対に許されない行為であることを理解し、児童の安心・安全 が確保されるためにも周囲や友だちが教職員等に報告することが当たり前、正しい 行為といった教育環境を醸成する。

#### ○ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、児童に授業規律を徹底させるとともに、児童にわかる、できる 喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の 工夫・改善に努める。

#### ○ 開かれた学校づくり

本校の取り組みについて、保護者に学校便りや懇談で理解を促すとともに、地域の人権委員会や民生・児童委員会、見守り隊との連携を密にし、放課後や休日における児童の過ごし方や家庭での様子についても連絡し合える体制をつくる。

○ インターネット上のいじめの防止

高学年児童、保護者を対象としたインターネットや携帯電話の使い方の授業や研修会を実施する。

## (3) 早期発見

- 児童の表情や仕草、振舞い、服装、身体等の変化に気付いた際、見逃さず声かけ や担任への報告等を行い、原因や問題の発見に努める。
- 状況に応じた年に数回の「心のアンケート」調査を実施し、児童の実態や友だち との様子、生活等を常に把握できる態勢を整える。
- 欠席や遅刻した児童への対応、保護者からの電話連絡等、機会を逃さず普段から の話しかけを継続させ、児童や保護者が気軽に相談できる体制を整える。
- 月に1回「広瀬の子」として、全体で情報交換する場をもち、全職員で見守って いく体制を整える。

#### (4) 早期対応

いじめ早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全て の教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- 本人や周囲からの聞きとりなど情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に確保し、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- 傍観者の立場にいる児童にもいじめていることと同様である事、いじめられた児童 の苦しさの理解について指導する。
- 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- 子どもを守る強い姿勢で話をよく聞き、事実や心情の把握に努め、心のケアを行う ために養護教諭やカウンセラーと連携を取りながら指導を行う。

#### (5) 関係機関との連携

○ いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、 教育的な配慮や被害児童生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、 適切に援助を求める。なかでも、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるよ うな場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。また、児童相談所や青少年 センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

#### (6) インターネット上のいじめへの対応

○ インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、 そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童及びその保護 者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。 なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼す る前に警察に通報・相談する。

#### (7) 教職員の資質能力向上

○ 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年2回(4月、11月)、校内研修を行う。

## (8)継続的な指導・支援

○ 学校対策組織やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えた ケース会議等を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受 けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復でき るよう支援する。

また、いじめを行った児童生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該児童生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童生徒の言動を継続的に把握する。

# (9) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を、学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ対策委員会を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

# 5 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の判断・報告

次のような事態(以下、「重大事態」という。)が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀な くされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を負った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
  - ◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

#### (2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に 説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。

# (6) いじめ対応マニュアル(いじめを把握したとき) いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握 生徒指導主事に報告 校長(教頭)に報告 【いじめ対策委員会(校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭)+関係担任】の招集 事実確認の方法と対応方針の決定 関係機関との連携 全教員で情報の共有 和歌山市教育委員会 ・事実の報告・対応方針の共通理解 435-1139 少年センター 当該児童への事実確認(担任による面談) 425-2351 ①被害児童への面談 子ども総合支援センター ②加害児童への面談(一人ずつ) 402-7830 和歌山西警察署少年課 家庭訪問(被害児童) 425 - 7867・把握した事実の報告、対応方針説明 【いじめ対応サポート班】で協議 ・事実確認した内容を報告し、全体像を把握 被害児童及び被害児童への対応協議 学級指導の内容協議 全教員で情報の共有 ・経過の報告 家庭訪問(被害児童) ・対応策について共通理解 家庭訪問(加害児童) • 経過報告 事実の報告 ・加害児童への指導内容説明 各学級での指導 指導内容の説明 ・学校と連携しての支援要請 家庭訪問(被害児童) • 経過報告 全教員で今後のいじめ対応について ・学級指導の内容説明 の共通理解 ・学校での児童の様子報告 経過 観察

※関係児童への面談の記録を残す。(担任)

※いじめ対応サポート班の協議内容,事案への対応の記録を残す。(生徒指導主任)